

財務省告示第五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平成十七年十二月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年一月十日

財務大臣臨時代理

國務大臣 与謝野 馨

一	名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第二百零三十九回）
二	発行の根拠 財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一條第一項及び国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五條ノ二
三	振替法の適用等 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法 札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均し得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非

口

十
三

十
四

十
九
十
八
十
七
十
六
十
五

非
競
争
入
札
及
入

加
場
特
別
参
市

初
期
利
子
率

第
二
期
以
後
の
利
子

償
還
限
償
還
期
元
金
支
払
所
入
札
参
加
者
払
込
期
日

十
一
三
厘
に
つ
き
九
十
九
円
九

年
〇
・
二
パ
ー
セ
ン
ト

平
成
十
八
年
六
月
十
五
日
を
支
払
期
と
し
、
次
の
算
式
に
よ
り
算
出
し
た
金
額
を
支
払
う
。
た
だ
し
、
支
払
期
が
銀
行
休
業
日
に
当
た
る
と
き
は
、
そ
の
翌
営
業
日
に
支
払
う
。
以
下
、
次
の
期
日
に
つ
い
て
同
じ
。
す
る
。
規
定

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎
年
六
月
十
五
日
及
び
十
二
月
十
五
日
を
支
払
期
と
し
、
各
支
払
期
に
お
い
て
、
そ
の
日
以
前
六
月
間
に
属
す
る
利
子
を
支
払
う
。

平
成
十
九
年
十
二
月
十
五
日
額
面
金
額
百
円
に
つ
き
百
円
日
本
銀
行

財
務
大
臣
か
ら
通
知
を
受
け
た
者

平
成
十
七
年
十
二
月
十
五
日